

番号	1.
項目	2020 年度のがん検診受診率はコロナ禍の影響でそれまでに比べて低下していたことが明らかになっていますが、大阪市ではその後、がん検診の受診率はどのように推移しているのでしょうか。可能な範囲で直近の数値をお教えてください。 また保険者ごとの被保険者の検診受診率の差異や傾向がわかるデータはありますか。もしありましたら、その内容と結果についての考察等をお教えてください。
(回答) 大阪市がん検診受診者数は、令和元年度は247,447人、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により214,697人に減少したものの、令和3年度以降少しづつ持ち直しており、現在公表されている令和4年度の受診者数は、231,875人です。 また、大阪市がん検診受診者のうち、大きな割合を占める保険者は「国民健康保険」、「後期高齢者医療制度」、「全国健康保険協会」ですが、保険者ごとの分析データについては持ち合わせていません。	
担当	健康局健康推進部健康づくり課（成人保健グループ）電話：06-6208-9943

番号	2
項目	今年、能登半島地震が発生し、大きな被害が出ています。能登半島地震では福祉避難所の開設が進まなかった状況が明らかになりました。被害者でも障害のある方など災害時には避難が困難な状況が予想される人が少なからずおられます。 2021 年の災害対策基本法改正によってあらかじめ対象となる要支援者を指定して公示し、特定された要支援者とその家族のみが直接避難することができる「指定福祉避難所」の仕組みができましたが、大阪市では既に必要な要支援者には個別避難計画に位置付けて、その人の「指定福祉避難所」として特定されているのでしょうか。個別避難計画の作成状況と合わせて教えてください。
(回答) 本市では、災害時において、障がいがある方などの要配慮者への配慮がなされた避難所づくりに向けて、地域の自主防災組織や区役所などが連携して取組みを進めています。 また、災害時避難所の中に、要配慮者の方への配慮がなされた「福祉避難室」を確保する等の対応を行っています。令和 3 年（2021 年）5 月に災害対策基本法が改正されたことを受けて改定された「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」には「指定福祉避難所の受入対象を特定し、特定された要配慮者やその家族のみが避難する施設であることを指定の際に公示できる制度（※「高齢者」、「障害者」、「妊産婦・乳幼児」、「在校生、卒業生及び事前に市が特定したもの」など受入対象者を特定した公示の例を記載）」と記載がありますが、本市では入所者等や建物の安全確認及び人員確保ができた後に福祉避難所を開設するため、あらかじめ特定された要配慮者やその家族のみが直接避難することは想定しておりません。そのため、個別避難計画においても「指定福祉避難所」の特定は行っておりません。なお、個別避難計画は各区が地域の事情を踏まえながら取組みを進めており、令和 6 年 4 月 1 日時点で 15,395 件策定済みです。	
担当	危機管理室危機管理課 電話：06-6208-7380

番号	3.
項目	2024 年度の改定で人材不足が深刻化している介護保険訪問介護の基本報酬が引き下げられたことに非常に驚いています。その根拠として「加算」を手厚くしたことと、訪問介護の利益率の高さが挙げられていますが、利益率の基となるデータは効率の良い集合住宅併設型の事業所の影響が大きく、地域を一軒一軒訪問する中小事業者の実態が反映されているとは言えません。今回の改定について事業所からはどのような声が聞かれていますでしょうか。事業者の声を丁寧にすくい上げて、引き続き国に改善を要望してください。

(回答)

介護報酬の改定にあたっては、人口構造や社会経済状況の変化に加え、各サービス事業所等の経営状況を踏まえ、国の社会保障審議会介護給付費分科会において、有識者や関係団体等からの意見も聞きながら検討されてきたところです。

厚生労働省が実施した令和5年度介護事業経営実態調査にて、訪問介護の収支差率が7.8%と全介護サービスの収支差率の2.4%を大きく上回っており、このような状況も含め、国において検討された結果、介護サービス全体でプラス1.59%の報酬改定が示される中、訪問介護について約2.4%のマイナス改定となりました。

一方、介護人材の職場定着の必要性、介護福祉士に期待される役割の増大、介護サービス事業者等による昇給や評価を含む賃金制度の整備・運用状況などを踏まえて、事業者による、昇給と結びついた形での賃金向上の仕組みの構築を促すため、これまでの介護報酬改定において「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等支援加算」が創設され介護職員の賃金改善が図られてまいりました。

さらに、令和6年度の報酬改定においては、事業者の負担軽減につながるよう、従来の加算から「介護職員等処遇改善加算」への一本化が行われ、加算率も2.5%引き上げられたところです。

なお、訪問介護の処遇改善加算については、他の介護サービスよりも高い加算率が設定されており、最上位の介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）では24.5%、最下位の介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）でも14.5%となっており、特別養護老人ホームの最上位14.0%や、介護老人保健施設の最上位7.5%、通所介護の最上位9.2%などと比べても極めて高い加算率が設定されています。

本市では、「介護職員等処遇改善加算」等の手続きについて、ホームページでの周知はもちろんのこと、各事業所へメールやFAXでの周知を複数回行うなど、事業者の皆様に処遇改善加算を取得していただけるよう、より丁寧な案内に努めています。

また、従業者への配分方法について、全従業者への周知が不足していることが判明した場合は、事業者に対し指導を行い、「介護職員等処遇改善加算」等を取得することで得られる増収分が、確実に賃金として従業者に配分されるよう努めているところです。

介護保険は全国統一の制度であり、国による適切な介護報酬の設定がされるべきものであるため、運営指導等の機会を通じて、訪問介護事業所からお伺いしたご意見・ご要望につきましては、指定都市共同提案などの機会を通じ、国に対し要望を行ってまいります。

担当	福祉局高齢者施策部介護保険課（管理グループ）電話：06-6208-8028 福祉局高齢者施策部介護保険課（指定・指導グループ）電話：06-6241-6310
----	---

番号	4
項目	「大阪府介護・福祉人材確保戦略2023」によると2019年度～2021年度に府内の外国人介護人材の受け入れ人数は急増しており、取り組みの方向性としても外国人介護人材の受け入れ促進と育成が重点項目の一つに挙げられていますが、それらの取り組みによって大阪市では2022年以降の外国人介護人材の受け入れ人数はどのように推移していますでしょうか。また今後の見通し、数値目標等もありましたら合わせてお教えてください。
(回答) 「大阪府介護・福祉人材確保戦略2023」より府内の外国人介護人材の受け入れについては、令和元年856人、令和2年1,235人、令和3年1,496人と急激に外国人介護人材の受け入れが進んでいるところです。本市では、厚生労働省からの情報提供に基づいて技能実習の受け入れ施設については、把握できているところですが、受け入れ人数の推移等について把握できていない状況です。 国において福祉・介護人材の課題に対応するため「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針（平成19年8月28日厚生労働省告示第289号）」を定め、国・都道府県・市町村のそれぞれの役割分担のもと、様々な角度から重層的な取組を推進していくことが必要であることが示されています。 本市では、市町村の役割である「福祉・介護サービスの意義や重要性についての啓発」「従事者に対する研修の実施」「関係団体等とのネットワークの構築」に関する取組みを実施することにより、市内高齢者施設及び障がい者施設等に従事する福祉・介護人材の確保等にかかる課題に取り組んできました。 本市の外国人介護人材の受け入れ施設の状況については、本市が令和4年度に実施した「大阪市高齢者実態調査（施設調査）」において、在留資格「介護」の方を受け入れている施設の割合が23.6%となっており、令和元年度調査の6.4%から伸びている状況です。 また、上記調査や大阪市社会福祉研修・情報センターが実施した「外国人人材等における調査（令和4年度）」から受け入れる側として「コミュニケーション」や「職場環境」、「記録等文書作成事務」について課題認識があることがわかってまいりました。 このことから、大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて、外国人介護人材を雇用している、または雇用を検討している施設向けに「外国人の受入れに関する研修」を実施し、外国人介護人材が安心して働き続けることができる環境を整備し、受け入れ側である法人・施設・事業所と外国人介護人材が良好な関係を構築できるよう学ぶ機会の提供を行ったところです。今後も市内施設で働く外国人介護人材が福祉・介護の現場で活躍できる職場環境となるように引き続き研修を実施してまいります。	
担当	福祉局生活福祉部地域福祉課 電話：06-6208-7954

番号	5.
項目	2024 年 12 月 2 日をもって現行の健康保険証が廃止されマイナンバーカードと健康保険証が一体化されますが、メリットがある一方で多くの懸念材料もあり、マイナ保険証の利用率からも普及が進んでいません。様々な機能を統合するメリットもありますが、更新手続きが必要など自ら手続きを行うことが困難な障害者や高齢者にとって、マイナ保険証への移行は大きな負担・不安になっています。 そのような方々が不利益を被ることがないように当事者の声を各自治体から把握して国に報告し、従来の健康保険証廃止後も誰もが安心して医療にかかることができるよう引き続き必要な手立てを働きかけてください。
(回答) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が、令和 5 年 6 月 9 日に公布され、令和 6 年 12 月 2 日以降、保険証が廃止されることとなりました。 これに伴い、保険証利用登録をされたマイナンバーカードをお持ちの方には「資格情報のお知らせ」を、保険証利用登録をされたマイナンバーカードをお持ちでない方には、引き続き保険診療を受けられるよう「資格確認書」を、各保険者がその被保険者に対して交付することとされています。 なお、令和 5 年 12 月 22 日付け厚生労働省事務連絡「資格確認書の様式等について」においては、次のとおり記載されています。 当分の間、マイナ保険証（健康保険証利用登録がされたマイナンバーカードをいう。以下同じ。）を保有していない者その他保険者が必要と認めた者については、本人の申請によらず保険者が交付する運用とする。本人の申請によらない交付（職権交付）の対象者として想定される者は以下のとおりである。 ・ マイナンバーカードを取得していない者 ・ マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者 ・ マイナ保険証の利用登録解除を申請した者・登録解除者、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れ（カード本体の有効期限切れを含む。）の者、マイナンバーカードの返納者（ただし、返納者は事前の申請も想定） ・ DV 被害者などでマイナポータルや医療機関等で自己情報が閲覧できない設定をされている者 ・ 申請により資格確認書が交付された要配慮者（マイナ保険証での受診が困難な高齢者や障害者。以下同じ。）の資格確認書を更新する場合 等	

また、本人の申請による交付が想定される者は、以下のとおりである。

- ・ マイナンバーカードを紛失した者、更新中の者
- ・ 介助者等の第三者が要配慮者に同行して資格確認を補助する必要があるなど、マイナ保険証での受診が困難な場合 等

また、令和6年8月1日付け厚生労働省事務連絡「資格確認書の運用等に関するQ&Aについて」においては、次のとおり記載されています。

Q3 いわゆる要配慮者について、詳細な基準は設けるのか。

A 医療機関の受診時にマイナ保険証の利用が困難な方については、要介護の高齢者や障害をお持ちの方など、様々な困難を抱える方が想定され、一律の基準を定めるのは困難と考えています。

Q4 資格確認書の交付申請について、代理申請は可能か。また、代理申請は誰が行うことができるのか。

A 代理申請は可能です。代理申請できる者は、現行の被保険者証の再発行の申請時と同様であり、親族等の法定代理人のほか、介助者なども申請可能です。

これらの厚生労働省の事務連絡では、具体的な対象者や申請方法等が明示されていないことから、本市においては、従前から大阪府を通じて厚生労働省に再三確認を行っており、実際の詳細な取り扱いについては、現在検討中です。

併せて、今回の制度変更にあたっては、国民や医療機関に混乱が生じないように丁寧な周知を行うよう、国へ要望してまいります。

担当	福祉局生活福祉部保険年金課（保険） 電話：06-6208-7964
----	-----------------------------------

番号	6.
項目	近年、公的手続きにおいても様々な場面でデジタル化を推進していますが、障害や高齢のためスマートフォン等の利用が困難な方もいらっしゃいます。 情報格差を解消し、誰もがデジタル化の恩恵を受けられる社会を実現するための取り組みとして、2024 年度以降予定されている障害者・高齢者向けの取り組みがありましたら教えてください。
(回答) 高齢者向けの取り組みとしては、多くの老人福祉センターにおいて、高齢者の健康増進等に関する情報の収集及び情報提供を目的として、スマートフォンを持たない人、持っているが使用法が分からない人のための初心者講座や、ボランティアによる相談会を実施するなど、高齢者を対象にしたスマートフォン講座を開催しております。	
担当	福祉局高齢者施策部高齢福祉課 電話：06-6208-8054

番号	7.
項目	高額障害福祉サービス等給付費支給決定通知書を紛失した被害者がいます。大阪市医療助成費等償還事務センターに問い合わせたところ、再発行はできないとのことでした。高齢化により書類等の管理が困難になる障害者が今後も増加することが予想されます。本人にとって大切な通知であり、ひかり協会の事業にとっても大切な書類となりますので、再発行についてご協力の検討をお願いします。
(回答) 高額障害福祉サービス等給付費支給決定通知書等は、申請者からの申請により、法に基づいて支給の可否等を決定した内容を通知するものです。通知書等を再発行することは、申請者の方に2回、法に基づいて支給の可否等の決定を行うこととなりますので、通知書等の再発行はできません。 通知書等の再発行はできませんが、申請者の方に不利益がおきないように必要な情報について、情報提供ができるよう検討してまいります。	
担当	福祉局障がい者施策部障がい支援課（償還事務センター） 電話：06-6351-8212

番号	8
項目	2024 年 4 月 1 日改正障害者差別解消法が施行され、対象となる人への合理的な配慮の提供が義務化されました。法律が目指す共生社会の実現には、合理的な配慮とはどういうものか、事業者だけでなく一般市民や障害当事者への周知が必要となります。 大阪府ではこれに先駆けて条例で事業者による合理的配慮の提供を義務化し、大阪市でも多くの啓発の取組を行っていますが、それらを通じて事業者や市民の法律や障害への理解度・意識など見えてきた課題はありますか、教えてください。
(回答) 令和 6 年 4 月 1 日から、改正障害者差別解消法が施行され、民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されています。 本市では昨年度、法改正を周知するための啓発物を作成し、関係各所へ配付しました。 障害者差別解消法の改正があったこと、合理的配慮の提供が義務化されたことについては、少しずつ認知度が上がってきているように感じており、事業者から法律が変わったことは知っているが、具体的にどのように対応すればいいか知りたいというような前向きな声が届くようになってきています。 一方で、障害者差別解消法や合理的配慮について知らないという方がいることも事実で、建設的対話や相互理解ができていないことで、行き違いが生じてしまい、相談に上がってきた事案もあることから、障害者差別解消法や合理的配慮の提供に関する周知・啓発を継続していく必要があると考えています。 従前より周知・啓発を行っているところですが、引き続き、事業者や市民の理解が深まるように、啓発物の作成や SNS、ホームページ等での広報、研修会や講演会の実施など、さまざまな手法で、周知・啓発を行ってまいります。	
担当	福祉局障がい者施策部障がい福祉課（施設グループ） 電話：06-6208-8075